

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	大津市企業局料金照会システム保守運用業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号 大阪府中央区鶴見一丁目4-24 NEC関西ビル
概要	水道、ガス及び下水道の毎月の使用量や料金について、パソコンやスマートフォン等を介して、インターネット環境（WEB上）から使用量及び料金等の照会ができるシステムを構築する。
契約期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	4,620,000円
契約の相手方	〔名称〕日本電気株式会社京都支店 〔所在地〕京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
契約相手方の選定理由	<p>当該委託業務事業者は、水道・ガス・下水道の料金や使用量をインターネット上で閲覧できる料金照会システムの開発会社であり、システムの仕様を正確に把握している。</p> <p>当該委託業務事業者以外のものが業務を行う場合は、当該システムの仕様を正確に把握した上で業務を開始することが求められる。しかしながら、当該システムの仕様を正確に把握できていなければ本業務範囲だけでなく関連するシステム全般が動作しなくなり、料金照会サービスが停止するなど、利用者に甚大な影響を与える可能性がある。</p> <p>このことから、当該業務の実施において当該システムの開発会社である当該委託業務事業者を選定する。</p>
担当課・電話番号	料金収納課 077-528-2014
根拠規程	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>6 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。